

おくやみ ハンドブック

死亡届に伴う各種手続きの案内です。
各種手続きに必要なものを確認のうえ、
担当課へお越しください。
ご不明な点などがございましたら、
事前に各課へお問い合わせください。

愛知県知多郡 東浦町役場

住所／〒470-2192

愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

電話／0562-83-3111（代表）

窓口の開いている時間

午前8時45分～午後4時

（毎週水曜日は午後8時まで）

※土・日・祝、12/29～1/3は休みです



東 浦 町

《 目 次 》

☑	手 続 き	窓口番号	ページ
☐	お手続きにお持ちいただくもの		2
☐	印鑑登録証	住民課	①
☐	マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード		
☐	世帯主の方が亡くなられた場合（世帯主変更）		
☐	戸籍謄本等はいつ取れるようになる？誰が取れる？		4
☐	国民健康保険	保険医療課	②
☐	後期高齢者医療保険		
☐	国民年金・厚生年金・共済年金		
☐	福祉医療等		
☐	障がい者	福祉が課い	③
☐	介護保険	ふくし課	④
☐	高齢者（サービスの利用をされていた方）		
☐	納税	税務課	⑦
☐	固定資産税		
☐	児童手当	支子援育課て	⑨
☐	ひとり親家庭に対する手当（児童扶養手当・県遺児手当・町遺児手当）		
☐	就学事務	教育課	⑩
☐	町有地（土地・建物）	課行政	⑪
☐	森林	備都市整課	⑫
☐	町営住宅	施設建築課	⑬
☐	道路占用・公共用物使用	管理土木課	⑭
☐	農地	政商工農課	⑮
☐	し尿くみ取り	環境課	⑯
☐	犬		
☐	水道・下水道	スサー水道課	⑰
☐	下水道	管水循環課	⑱
☐	庁舎案内図		17
☐	～おくやみ窓口のご案内～		18

お手続きにお持ちいただくもの

死亡届提出後のお手続きにお越しの際は、以下のものをお持ちください。
 なお、手続きごとに必要な持ち物の詳細は、次ページ以降を参照してください。

亡くなられた方のもの	
☐	年金手帳または年金証書
☐	印鑑登録証
☐	マイナンバーカード（個人番号カード）または個人番号通知カード
☐	国民健康保険資格確認書等、後期高齢者医療資格確認書等 ※世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいるときは国民健康保険加入者全員の資格確認書等
☐	介護保険被保険者証
☐	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証
☐	福祉医療費受給資格者証 （こども、母子家庭等、障害者、精神障害者、後期高齢者福祉）
☐	届出印（各種税で口座振替をしていた場合、廃止手続きに使用）
☐	その他、役場から交付された証書類

※見当たらない場合など、お持ちいただけても状況に合わせてご案内します。

お手続きをされる方（ご遺族）のもの	
☐	お越しいただく方および相続人代表者の方の本人確認書類 ※顔写真付きの公的身分証は次のものから1点 （マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など） ※顔写真付きのものがない場合は次のものから2点 （資格確認書または有効期限内の保険証等、介護保険証、年金手帳など）
☐	預貯金通帳またはキャッシュカード（相続人代表者および喪主のもの）
☐	会葬礼状または葬儀費用の領収書（喪主名が確認できるもの）
☐	亡くなられた方名義の預貯金通帳から各種税や上下水道料金を口座引落しされている場合は、新たに引落しする口座の預貯金通帳と届出印

※相続人代表者とは、法定相続人のうち各種手続きの通知先として指定させていただく方になります。所有権や相続割合等を定めるものではありません。

- お手続きによっては、委任状が必要となる場合があります。
- お手続きの詳細は、各ページに記載されている担当課へお問い合わせください。

① 住民課での手続き

印鑑登録証			
確認欄	対象者	手続き	持ち物など
☐	印鑑登録をしていた方	印鑑登録証の返納または破棄	・印鑑登録証 ※廃止手続きは必要ありませんので、ご自宅で破棄していただいてもかまいません

個人番号カード（マイナンバーカード）・通知カード			
確認欄	対象者	手続き	持ち物など
☐	個人番号カード・通知カードをお持ちだった方	返納不要	※死亡に関する各種お手続きに必要な場合がありますので、当面の間は保管しておいてください

世帯主変更			
確認欄	対象者	手続き	持ち物など
☐	亡くなられた方が世帯主の場合（亡くなられた方を含めて、1人及び2人世帯の方はお手続き不要です）	住民異動届	・手続きされる方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ※同一世帯でない方がお手続きされる場合は、委任状が必要です

●在留カード（外国籍の方）に関する手続きは次のところになります●

手続き	連絡先	
在留カード・特別永住者証明書等の返納	名古屋出入国在留管理局	☎ 0570-052-259



戸籍謄本・除籍謄本はいつ取れるようになる？

◆本籍地が東浦町である場合、死亡届を提出されてから、死亡事項の記載が反映された戸籍謄本が出来上がるまで、1週間から10日ほど時間がかかります。戸籍の記載に時間を要するため、ご理解くださいますようお願いいたします。

◆戸籍謄本等は、郵送にて請求することができます。詳しくは、本籍地のある市区町村へお尋ねください。

◆令和6年3月より戸籍証明書の広域交付申請がはじまりました。戸籍謄本、除籍謄本（コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍は除く）は本籍地以外の市区町村でも請求が可能です。ただし、請求できる方が限定されていますので、ご注意ください。



戸籍謄本・除籍謄本等は誰が取れる？

◆亡くなられた方の配偶者、子、両親、孫、祖父母などの直系尊属、卑属が請求できます。

※本籍地での請求または、郵送で本籍地に請求をする場合で、親族でも兄弟姉妹や叔父叔母、甥姪は直系親族ではないので、直系親族からの委任状がないと請求できません。なお、利害関係人からの請求も可能です。（利害関係にあることがわかる書類の提示が必要）

※広域交付申請で請求する場合は、配偶者、子、両親、孫、祖父母などの直系親族、卑属のみとなります。なお、本人確認書類は顔写真付きのものが必須です。

◆請求には、次のものが必須です。

- ・窓口で請求される方の本人確認書類
- ・直系親族以外の利害関係人は、利害関係人であることが確認できる書類
- ・手数料 戸籍謄本・抄本 1通450円
除籍謄本・抄本・改製原戸籍 1通750円

その他、亡くなられた方との関係が確認できる戸籍謄本などがある方はお持ちください

※戸籍は1通で、出生から死亡まですべてのことが記されているとは限りません。どのようなことが記載された戸籍が必要なのかを、事前に提出先へ確認してください。

（例：死亡日が記載されている戸籍、出生から死亡までの一連の戸籍）



住民票除票とは？

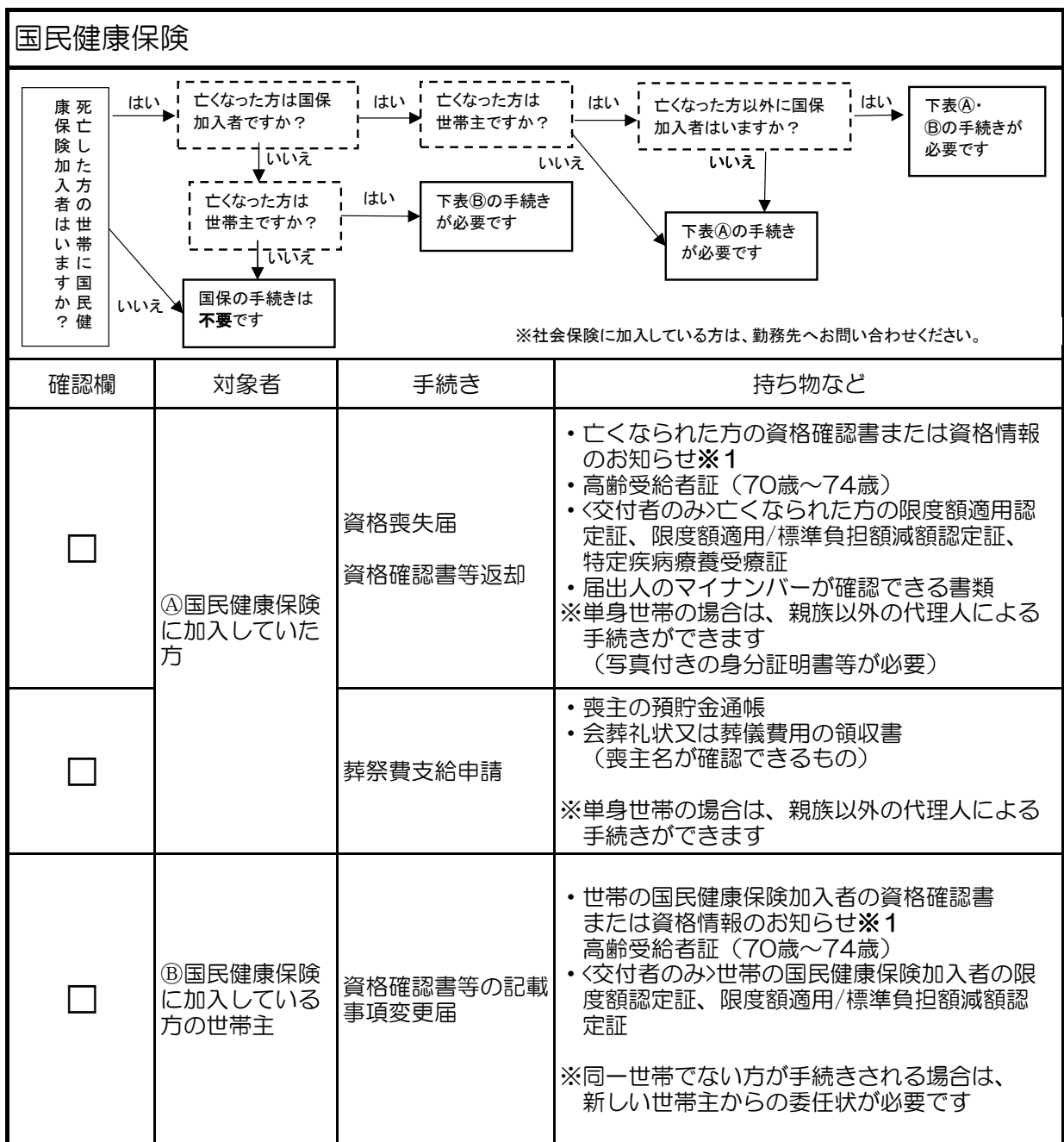
◆亡くなられた方の住民票です。

◆請求できる方は、相続人などの利害関係人のみです。利害関係の分かる疎明資料をお持ちください。（疎明資料：戸籍謄本、請求者が受取人として記載されている保険証書など）

- ・手数料（1通250円）

※亡くなられた方の住民票除票に、マイナンバーは記載できません。

保険医療課での手続き



※1…令和7年7月31日まで有効の被保険者証をお持ちの場合は、ご持参ください。

後期高齢者医療保険			
確認欄	対象者	手続き	持ち物など
☐	後期高齢者医療保険に加入していた方 (75歳以上の方及び65歳以上で一定の障がいにより加入していた方)	資格喪失届	- 亡くなられた方の資格確認書または資格情報のお知らせ※1 〈交付者のみ〉亡くなられた方の限度額適用認定証、限度額適用/標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証
☐		葬祭費支給申請	- 喪主の預貯金通帳 - 会葬礼状又は葬儀費用の領収書（喪主名が確認できるもの）
☐		後期高齢者医療保険料の過誤納付金還付に係る相続人代表申立書	相続人の預貯金通帳 ※申請いただいても該当がなく、還付されない場合があります ※家庭裁判所にて相続放棄の手続きをされた方は、『相続放棄申述受理通知書』または『相続放棄申述受理証明書』の写しをご提出ください
☐		高額療養費支給申請	- 亡くなられた方の資格確認書または資格情報のお知らせ※1 - 相続人の預貯金通帳 ※申請いただいても該当がなく、支給されない場合があります
☐		送付先変更申請	- 亡くなられた方の資格確認書または資格情報のお知らせ※1 - 相続人の方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
☐		亡くなられた方名義の口座から、他の世帯員の後期高齢者医療保険料を振替えているとき	引き続き口座振替を希望される場合 振替口座名義人の預貯金通帳、届出印 ※納付書での納付を希望される場合は、手続き不要です

※1…令和7年7月31日まで有効の被保険者証をお持ちの場合は、ご持参ください。

国民年金・厚生年金・共済年金			
確認欄	対象者	手続き	持ち物など
☐	国民年金に加入及び受給していた方	死亡届 死亡一時金請求 遺族基礎年金請求 未支給年金請求 など	・亡くなられた方の年金手帳、年金証書 ・請求者の預貯金通帳 ・請求者のマイナンバーが確認できる書類 ※手続き内容、必要書類につきましては、ご来庁時に窓口にてご案内させていただきます
☐	厚生年金・共済年金に加入及び受給していた方	死亡届 遺族年金請求 (基礎・厚生・共済) 未支給年金請求 など	※厚生年金請求手続きは、最寄りの年金事務所にお問い合わせください ※共済年金請求手続きは、各共済組合にお問い合わせください

福祉医療等			
確認欄	対象者	手続き	持ち物など
☐	福祉医療費助成を受給していた方	資格喪失届	・亡くなられた方の受給者証 〔子ども医療費受給者証 - 障害者医療費受給者証 - 母子家庭等医療費受給者証 - 精神障害者医療費受給者証 - 後期高齢者福祉医療費受給者証
☐	自立支援医療（更生医療、育成医療）を受給していた方	自立支援医療受給者証（更生医療、育成医療）の返納	・亡くなられた方の受給者証
☐	未熟児養育医療を受給していた方	未熟児養育医療券の返納	・亡くなられた方の医療券
☐	妊婦医療費補助金交付対象者確認証をお持ちだった方	妊婦医療費補助金交付対象者確認証の返納	・亡くなられた方の確認証

③ 障がい福祉課での手続き

障がい者			
確認欄	対象者	手続き	持ち物など
☐	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった方	返還届	- 亡くなられた方の手帳 - 亡くなられた方のマイナンバーが確認できる書類
☐	自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちだった方	受給者証返還届	亡くなられた方の受給者証
☐	愛知県在宅重度障害者手当を受給していた方	資格喪失届	未払手当受取人の預貯金通帳 ※未払手当を申請する場合は、生計を同一にされていた方が手続きをしてください
☐	東浦町障害者手当を受給していた方	喪失届	未支給手当請求者の預貯金通帳 ※未支給手当を申請する場合は三親等内の方が手続きをしてください
☐	障害福祉サービスを受けていた方	障害福祉サービス受給者証の返納	障害者福祉サービス受給者証
☐	特別児童扶養手当を受給していた方	資格喪失届	特別児童扶養手当支給対象児童の預貯金通帳
☐	特別児童扶養手当支給対象児童の方	資格喪失届 または額改定届	※持ち物はありません
☐	特別障害者手当、障害児福祉手当、または経過福祉手当を受給していた方	死亡届兼未支給手当請求書	未支給手当請求者の預貯金通帳 ※未支給手当を申請する場合は生計を同一にされていた方が手続きをしてください
☐	障害児通所サービスを受けていた方	障害児通所サービス受給者証の返納	障害児通所支援受給者証
☐	障害児通所サービス対象児童の方	障害児通所サービス受給者証の返納	障害児通所支援受給者証

☐	心身障害者扶養 共済制度に加入 していた方 (障がい者の保 護者)	年金給付請求書、 死亡重度障害届、 年金支給希望口座振 替依頼書	・医師が発行する死亡診断書または死体検 案書（原本または原本証明されたもの） ※加入日から2年以内に亡くなられた場合 は、死亡診断書の代わりに死亡証明書 （様式指定）の提出が必要です ・加入者の住民票除票 ・障がい者及び年金管理者の住民票 ・加入証書（2口加入の場合は、口数追加 証書） ※紛失の場合は、紛失届の提出が必要です ・障がい者（年金管理者がいる場合は年金 管理者）の預貯金通帳 ・戸籍抄本 ※加入者または障がい者に、加入時から氏 名の変更があった場合のみ必要です
☐	心身障害者扶養 共済制度に加入 していた方 (障がい者本 人)	(受給する前の方) 弔慰金給付請求書、 死亡重度障害届、弔 慰金請求書	・加入者の住民票 ・障がい者の住民票除票 ・加入証書（2口加入の場合は、口数追加 証書） ※紛失の場合は、紛失届の提出が必要です ・加入者の預貯金通帳
☐		(受給者) 死亡重度障害届	・受給者の住民票除票 ・心身障害者扶養共済制度年金証書 ※紛失の場合は、紛失届の提出が必要です
☐	心身障害者扶養 共済制度の年金 管理者だった方	(受給する前の方) 年金管理者変更届	※持ち物ははありません ※届出書の記入をお願いします
☐		(受給中) 年金管理者住所・氏 名変更届	・新たに年金管理者を設定する場合、その 方の預貯金通帳 ※新年金管理者が成年後見人の場合は、法 務局の登記事項証明書、登録する預貯金 通帳が必要です ※届出書の記入をお願いします
☐	タクシー料金助 成券をお持ち だった方	喪失届	・東浦町障害者等タクシー料金助成券（一 般、リフト付き）
☐	地域生活支援事 業を受けていた 方	地域生活支援事業事 業受給者証の返納	・地域生活支援事業費受給者証
☐	日常生活用具の 給付を受けてい た方	取下げ書	・商品を受領前の日常生活用具給付券 ・代理受領に係る日常生活用具費支払請求 書兼委任状
☐	補装具の支給を 受けていた方	取下げ書	・商品を受領前の補装具給付券 ・代理受領に係る補装具費支払請求書兼委 任状
☐	入浴サービス事 業を受けていた 方	中止届	※持ち物ははありません

④ ふくし課での手続き

介護保険			
確認欄	対象者	手続き	持ち物など
☐	65歳以上の方または要介護（要支援）認定を受けていた方	被保険者証等の返却	・亡くなられた方の介護保険被保険者証 ・亡くなられた方の介護保険負担割合証 ※要介護認定または要支援認定を受けていた方のみ必要です ・亡くなられた方の介護保険負担限度額認定証 ※負担限度額の認定を受けていた方のみ必要です
☐		発送先変更届	・申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ※今後、亡くなられた方の住所地にどなたもお住まいにならない場合、お手続きしていただくことをお勧めいたします
☐		介護保険料等還付先口座の設定	・相続人の振込先口座がわかるもの
☐	認定申請中の方	介護認定申請取り下げ書	・亡くなられた方の介護保険資格者証

高齢者（以下のサービスを利用されていた方）			
確認欄	サービス名	手続き	持ち物など
☐	緊急通報システム	緊急通報システムの返却解除届	・緊急通報システム（レンタル機器） ※ALSOK機器についてはご家族様での取り外しは不要です。
☐	リフト付きタクシー券	タクシー券の返却受給資格喪失届	・リフト付きタクシー券
☐	配食サービス	配食サービス中止届	※持ち物はありません ※届出書の記入をお願いします
☐	認知症高齢者等おでかけあんしんサポート事業	認知症高齢者等おでかけあんしんサポート事業登録取消申請書	※持ち物はありません ※申請書の記入をお願いします
☐	要介護者介護手当	受給資格喪失届	・介護者（介護していた）の方の銀行口座情報が分かるもの
☐	家庭介護用品支給事業（おむつ券）	家庭介護用品引換券（おむつ券）の返却	・家庭介護用品引換券（おむつ券）

⑦ 税務課（住民税係）での手続き

納税			
確認欄	対象者	手続き	持ち物など
☐	東浦町に納めていただいている税金（住民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税）の納付方法が口座振替の方	口座振替変更届	<口座引落しを中止する場合> ・引落とし口座の届出印 <口座引落しを変更する場合> ・変更する引落とし口座の預貯金通帳、届出印
☐	住民税、国民健康保険税の納税がある方	納税相談 住民税及び国民健康保険税相続人代表指定届	・新たに相続人代表者になる方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ※納税通知書等の受領をはじめ、手続きが必要な場合がありますのでご相談ください
☐	東浦町ナンバーの原動機付自転車等を所有していた方 ※バイク（50～125CC）、小型特殊等）	廃車届 名義変更届	<廃車される場合> ・ナンバープレート <名義変更をされる場合> ・ナンバープレート ※名義変更に伴いナンバーを変更したい方のみ必要です 毎年4月1日現在の所有者に課税されます。名義変更・廃車等の手続きは、お早めをお願いします。

●上記以外の自動車、原動機付き自転車等をお持ちの方の手続きは次のところになります●

自動車等の種類	連絡先	
普通自動車	愛知運輸支局	☎ 052-351-5311
軽自動車	軽自動車検査協会	☎ 050-3816-1770
バイク（126cc以上）	愛知運輸支局	☎ 052-351-5311

⑧ 税務課（資産税係）での手続き

固定資産税			
確認欄	対象者	手続き	持ち物など
☐	東浦町に固定資産（土地・家屋）をお持ちの方	固定資産税相続人代表指定届 共有代表者変更届 未登記家屋所有者変更届	・新たに相続人代表者、共有代表者、未登記家屋所有者になる方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ※納税通知書等の受領をはじめ、各種変更等の手続きが必要な場合がありますので、ご相談ください

●相続税、登記に関する手続きは次のところになります●

手続き	連絡先	
相続税に関する事	半田税務署	☎ 0569-21-3141
登記に関する事 （土地・家屋名義変更）	名古屋法務局 半田支局	☎ 0569-21-1095
相続登記の個別の事案に対する相談	司法書士会相続登記 相談センター	☎ 0120-13-7832

⑨ 子育て支援課での手続き

児童手当			
確認欄	対象者	手続き	持ち物など
☐	手当を受給していた方	未支払請求 認定請求	※ケースにより異なるため、子育て支援課でご相談ください
☐	手当支給対象児童の方	支給事由消滅 または 額改定届	※後日、必要書類の提出をお願いする場合があります

ひとり親家庭に対する手当（児童扶養手当、県遺児手当、町遺児手当）			
確認欄	対象者	手続き	持ち物など
☐	手当を受給していた方	資格喪失届 新規認定請求書 額改定届	※ケースにより異なるため、子育て支援課でご相談ください ※後日、必要書類の提出をお願いする場合があります
☐	18歳以下（20歳未満で中度以上の障がいを含む）の児童を養育しており、ひとり親家庭となる方		
☐	手当支給対象児童の方		

⑩ 教育課での手続き

就学事務			
確認欄	対象者	手続き	持ち物など
☐	町内小中学校へ就学している子どもがいる世帯（保護者の方が亡くなられた場合、就学援助を受けている保護者の方が亡くなられた場合、新たに就学援助を受けたい方）	保護者変更 就学援助費受給申請書	※ケースにより異なるため、学校教育課でご相談ください

⑪ 行政課での手続き

町有地（土地・建物）			
確認欄	対象者	手続き	持ち物など
☐	町有地（土地・建物）を使用しており、賃貸借契約を締結している方	賃借人の変更 契約解除	※ケースにより異なるため、財政課へお問い合わせください

①⑥ 都市整備課での手続き

森林			
確認欄	対象者	手続き	持ち物など
☐	東浦町に森林をお持ちの方	森林の土地の所有者届出書	※手続きが必要になる場合がありますので、相続した（される）土地の地番・位置が分かる書類をお持ちいただき、公園緑地課へご相談ください（電話不可）

①⑦ 建築施設課での手続き

町営住宅			
確認欄	対象者	手続き	持ち物など
☐	契約者が亡くなり、引き続き町営住宅に入居される同居親族	承継の承認申請	※承継手続きが必要です ※ケースにより異なるため、建築施設課へお問い合わせください
☐	契約者が亡くなり、町営住宅を退去される方	退去	※退去立会が必要です ※ケースにより異なるため、建築施設課へお問い合わせください
☐	同居親族が亡くなった契約者	同居親族の異動収入更正の申請	・異動後の世帯全員の住民票 ※収入状況により家賃が変わる場合があります

①⑨ 土木管理課での手続き

道路占用・公共用物使用			
確認欄	対象者	手続き	持ち物など
☐	東浦町の道路や土地（水路等）を占用・使用していた方 ※道路占用・公共用物使用の許可を受けていた方	権利義務の継承届 廃止届	※継承または廃止の手続きが必要です ※ケースにより異なるため、土木管理課へお問い合わせください

24 商工農政課での手続き

農地			
確認欄	対象者	手続き	持ち物など
□	東浦町内の農地を相続された方	組合員資格得喪通知書 (東浦町土地改良区内に農地がある場合)	※農地の相続登記完了後に、東浦町土地改良区に届出が必要です ※手続きの詳細については、農業振興課へご相談ください
		農地法第3条の3第1項の規定による届出	・登記事項証明書(全部事項証明書)の写し等 ※農地の相続登記完了後に、農業委員会に届出が必要です ※手続きの詳細については、農業振興課へご相談ください
□	農業者年金を受給していた場合	農業者年金死亡関係届出書	提出先 ▶亡くなった方が町内にお住まいの場合 →JAあいち知多東浦ふれあい業務課 ▶亡くなった方が町外にお住まいの場合 →お住いの市町村の農業委員会またはJA ・農業者年金証書(紛失の場合は紛失届) ・受給者の死亡日が確認できる書類 (戸籍謄本、住民票除票等) ・受給権者との続柄が確認できる書類 (戸籍謄本等) ・受給権者と生計を同じくしていたことがわかる書類 (住民票等) ※届出書及び紛失届の様式についてはJAあいち知多東浦支店にお問い合わせください。
□	農地の納税猶予を受けていた場合	免除届出書	提出先 ▶相続税の申告書を提出した税務署 半田税務署資産課税第一部門 ☎0569-21-3141 ※半田税務署以外の税務署に相続税の申告書を提出された方は、提出した税務署にお問い合わせください。 ・相続税の免除届出書 ※届出書の用紙はお近くの税務署でもらうことができます。また、国税庁のHPに掲載されています
□	東浦町の道路や土地(水路等)を使用していた方 ※公共用物使用の許可を受けていた方	権利義務の継承届 廃止届	※継承または廃止の手続きが必要です ※ケースにより異なるため、農業振興課へお問い合わせください

25 環境課での手続き

し尿くみ取り			
確認欄	対象者	手続き	持ち物など
☐	し尿くみ取り世帯にいる方	くみ取り変更届 くみ取り廃止届	※くみ取り人数の変更または廃止の手続きが必要です。

犬			
確認欄	対象者	手続き	持ち物など
☐	亡くなられた方の名義で犬の飼い主になっていた方	犬の登録事項変更届	※飼い主の変更が必要です。 ※飼い主になる方が町外にお住まいの場合は、お住まいの市町村へ届出をしてください。

26 水道サービス課での手続き

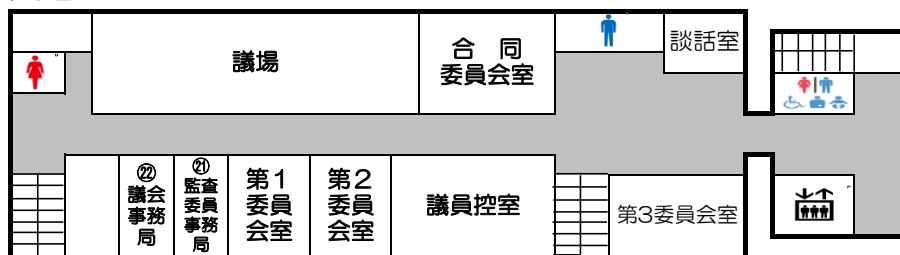
水道・下水道			
確認欄	対象者	手続き	持ち物など
☐	亡くなられた方の名義で水道（下水道）を使用していた方	給水装置・公共下水道使用者変更届、 給水装置使用開始届・公共下水道使用届、上水道・下水道使用中止届	※持ち物はありません ※届出書の記入をお願いします
☐		給水装置所有者変更届	※持ち物はありません ※届出書の記入をお願いします
☐		口座振替依頼書	〈口座引落しを申請・変更する場合〉 ・申請・変更する引落し口座の預貯金通帳、届出印
☐	受益者負担金を支払い中の方、または納付猶予を受けている方	受益者変更届	※新しく受益者となる方の署名が必要です
☐	井戸水を下水道に流している方	井戸水世帯人員変更届	※持ち物はありません ※届出書の記入をお願いします

27 水循環管理課での手続き

下水道			
確認欄	対象者	手続き	持ち物など
☐	東浦町の土地（水路等）を占有・使用していた方 ※公共用物使用の許可を受けていた方	権利義務の継承届 廃止届	※継承または廃止の手続きが必要です ※ケースにより異なるため、上下水道課へお問い合わせください

庁舎案内図

本庁舎



3階

本庁舎



2階

本庁舎



1 階

 エレベーター

 男子トイレ

 女子トイレ

 多目的トイレ

～おくやみ窓口のご案内～

ご家族の方がご逝去された際には、役場において様々な手続きが必要です。
東浦町では、ご遺族の方の負担を少しでも軽減するため、「おくやみ窓口」を設置しています。

おくやみ窓口では、役場の複数の窓口で行っていた手続きを1か所でスムーズに進めることができるよう、関係する課の職員が交代でご案内いたします。

【開設場所】 東浦町役場住民課

【利用時間】 平日：午前10時、午後1時30分（1日2枠）

【利用方法】 事前予約制 ※3開庁日前までに予約してください。

【予約方法】 電話予約 下記問い合わせ先へ

※予約時はこちらのハンドブックをお手元にご用意ください。

【利用対象者】 死亡時に東浦町内に住民登録をされていた方の相続人

【注 意】

- ・予約をキャンセルする場合は必ず連絡をお願いします。
- ・おくやみ窓口では役場での手続きのみご案内します。役場以外での手続きについては、ご自身でご確認ください。
- ・事前に書類の準備を行うため、関係課と情報共有することをご了承ください。
- ・おくやみ窓口利用日までに、各担当課から問い合わせを行う場合があります。
- ・手続きが一度で終わらない場合もあります。また、内容によっては担当課窓口での手続きが必要な場合があります。
- ・おくやみ窓口を利用せず、関係課の窓口で手続きを行うことも可能です。
- ・死亡が記載された戸籍謄本は作成に2週間ほどかかります。

【問い合わせ・予約受付】 愛知県知多郡 東浦町役場 住民課

電話／0562-83-3111（代表）

受付時間／平日 午前8時45分～午後4時

水曜のみ 午前8時45分～午後8時